

ドローン等による撮影基本約款

第1条 約款の目的

有限会社コヒガシ（以下「当社」という。）は、この基本約款（以下「本約款」という。）は、当社の提供するドローン等による撮影（以下「本サービス」という。）を契約者への提供について定めるものとします。

第2条 契約の成立

- 1 契約者が当社の指定した方法により本サービスを申込み、当社がこれを承諾することにより、本サービスの契約は成立するものとします。
- 2 当社は本約款を民法第548条の4の規定により変更することができます。この場合、当社は変更の内容及び効力発生時期を明示し、その効力発生日の相当期間前までに、当社サイト上に周知するものとします。効力発生日以降は、契約者には、変更後の約款が適用されます。

第3条 契約資格

- 1 本サービスを利用できる契約者は、日本国内の法人または自然人である必要があります。
- 2 契約者は、本サービス申込みにおいて、自己、自己の取締役、監査役、執行役員等の業務執行について重要な地位にある者、子会社・関連会社及びそれらの役員等、並びに出資者等が、反社会的勢力・組織・団体に該当していないことを表明し、保証するものとします。

第4条 本サービス実施条件

本サービスを実施するにあたり、以下の条件を満たす必要があることを契約者は承諾します。

- ①当社の取得済許可申請範囲であること
- ②関係各所の許可承認取得が可能な場所であること（私有地除く）
- ③気象条件 ・天候 ・日射量 ・風速
- ④GPS情報が十分取得できる衛星受信状態

第5条 免責

- 1 当社は、当社の責めに帰すべき事由によらずに本サービスを提供できなかったときは、契約者に損害が発生したとしても一切その責めを負わないものとします。また、当社は、当社の責めに帰すべき事由によらずに契約者が本サービスの利用に関して被った損害について、第6条記載のドローン落下事故による場合を除き、何らの責任を負わないものとします。
- 2 当社は、何らかの理由において責任を負う場合にも、通常生じうる損害の範囲内かつ、本サービスの料金の範囲内においてのみ賠償の責任を負うものとします。
- 3 当社は、契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害に対して何らの責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、本サービスの使用に関連し、他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、他の契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を処理するものとし、当社が相手方とされた場合には、その処理費用の負担を含め当社を一切免責し、損害については補償するものとします。

第6条 ドローン落下事項に対する損害補償

本サービスにおいてドローンの落下事故が発生した場合は、保険約款に従い、当該設備の損傷箇所の修理、身体の障害、および周辺の財物の損害に関して、当社加入の保険内容に応じ、下記金額を上限に賠償します。

- | | | | |
|--------|----|----|------|
| 1事故につき | 対人 | 上限 | 1億円 |
| | 対物 | 上限 | 5千万円 |

第7条 本サービスの停止

- 1 当社は、当社の責めに帰すべき事由によらず、以下各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供の全部又は一部を停止することができるものとします。
 - ①天候及び電波、建物等の周辺環境により、当社が停止する必要があると判断した場合
 - ②天災地変、戦争、内乱その他の不可抗力による事態が発生した場合
 - ③法令等による規制が行なわれた場合
- 2 前項に基づき本サービスの提供の全部又は一部が停止されたことに関して利用者又は第三者に生じる損害等及び結果について、当社は責任を負わないものとします。
- 3 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供の全部又は一部を停止することができるものとします。
 - ①本サービス用設備等の故障、保守等機材トラブルが生じた場合
 - ②当社が交通遅延等により本サービスの全部又は一部の提供ができない場合
 - ③当社がやむを得ない事情（感染症等による身体異常等）により本サービスの全部又は一部の提供ができない場合

第8条 キャンセル料金

- 1 契約者の都合による撮影予定日の変更又はキャンセルの場合、当社は、以下に定める区分に応じたキャンセル料金を契約者に請求する権利を有するものとします

が、当該変更・キャンセルの事由が社会通念上合理的又は真にやむを得ないと当社が判断した場合はこの限りではありません。

- ・撮影予定日の7日前：利用料金の50%
- ・撮影予定日の2日前：利用料金の60%
- ・撮影予定日の1日前：利用料金の80%
- ・撮影予定日の当日以降：利用料金の100%

2 前条第1項及び第3項により本サービスの提供の全部又は一部が停止された場合は、一切利用料は生じないものとし、既に当社に支払われた利用料がある場合は全額返金するものとします。

第9条 契約の解除

当社は、契約者が当該約款その他事項に関し、違反を確認した場合は、当該契約を解除することができる。

第10条 個人情報の取り扱い

- 1 当社は、個人情報の取得にあたり、目的を明確にし、必ず事前に契約者の同意を得てから行います。
- 2 前項において取得した個人情報の利用目的は、以下のものとします。
 - ①本サービス実施のため
 - ②当社のイベント、キャンペーン等についての電話、郵便、Eメール等の方法による案内
 - ③消費者動向調査等のマーケティング活動のためのアンケート調査
- 3 当社は、個人情報を当社が別途定めるプライバシーポリシーに従い取り扱うものとし、契約者は当社がプライバシーポリシーに従い個人情報を取り扱うことに同意します。

第11条 著作権等

- 1 別段の定めがない限り、本サービスに関する著作権およびその他一切の知的財産権は契約者に納品が完了した時点で、当社から契約者に移転するものとします。但し、制作済みコンテンツに結合され又は組み込まれたもので当社が利用契約締結日以前から有していたテンプレート及びノウハウ等に関する権利は、当社に留保されるものとします。
- 2 当社は契約者の承諾を得ることにより、ホームページ、広告物等において撮影データを自ら制作したものであるとして、公衆に公開できるものとします。
- 3 契約者は、著作物の使用、改変、複製、頒布その他の行為により著作権法その他の法律に違反し、もしくは他人の著作権を侵害した場合には、その責めを負うものとし、かかる違反もしくは侵害により当社が損害を被り、もしくはは被るおそれがあるときは、当社を防御、免責、補償するものとします。

第12条 補償

- 1 当社は、本サービスの利用に関して、当社の故意又は過失によって利用契約に違反したことにより利用者に損害等が発生した場合は、当該損害等の発生日までに支払われた利用料の合計額を上限額として当該損害等を補償するものとします。
- 2 利用契約に関して、契約者が故意又は過失によって本約款に違反したことにより当社に損害等が発生した場合は、契約者は、当該損害等を補償するものとします。

第13条 秘密保持

当社は、本サービスの提供に関して契約者から知り得た契約者の業務上の機密を法令に基づく場合を除き、第三者に漏らしません。但し、契約者の同意を得た場合には、この限りではありません。

第14条 合意管轄裁判所

契約者と当社との間において生じる一切の紛争の解決については、その訴願に応じて大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。